

合 併 協 定 書

米子市危険物保安協会・米子自衛防火協会

米子市危険物保安協会、米子自衛防火協会

合併協定書

米子市危険物保安協会及び米子自衛防火協会は、協会合併するにあたり次の項目について協定する。

協定項目第1 合併の方式

合併の方式は、米子市危険物保安協会及び米子自衛防火協会を廃止し、新しい協会を設置する新設合併（対等合併）とする。

協定項目第2 合併の期日

合併の期日は、平成24年6月15日とする。

協定項目第3 新協会の名称

新協会の名称は、「米子地区防火安全協会」とする。

協定項目第4 新協会の事務所の所在地

事務所の位置は、米子市両三柳5452番地（鳥取県西部広域行政管理組合消防局の位置）とする。

協定項目第5 財産等の取り扱い

米子市危険物保安協会及び米子自衛防火協会の財産、債務、契約上の地位その他の権利を、すべて新協会に引き継ぐものとする。

協定項目第6 新協会の会則

合併の日に制定し、施行するものとする。

協定項目第7 役員

新協会の役員は、米子市危険物保安協会及び米子自衛防火協会の役員を基本的に引き継ぐものとする。

協定項目第8 新協会の事業

新協会の事業は、米子市危険物保安協会及び米子自衛防火協会の事業を引き継ぐものとする。

協定項目第9 会費

米子市危険物保安協会又は米子自衛防火協会の会員であった者の会費の額は、当分の間は当該会員が加入していた従前の協会の会費の額とする。ただし、米子市危険物保安協会及び米子自衛防火協会のいずれにも加入していた会員の会費の額は、新協会の会長が別に定める額とする。

協定項目第10 協会の事務局

新協会の事務局は、米子市危険物保安協会及び米子自衛防火協会の事務局を引き継ぎ、事務局長及び事務局員で構成する。

協定項目第11 協会職員の身分

米子市危険物保安協会及び米子自衛防火協会の事務局職員は、新協会の職員として引き継ぐ。

調 印 書

米子市危険物保安協会及び米子自衛防火協会は、次のとおり合併に関する協議が整ったので、米子市危険物保安協会会長及び米子自衛防火協会会長はここに調印し、合併協定を締結する。

平成24年6月15日

鳥取県米子市両三柳5452番地 消防局内
米子市危険物保安協会

会 長

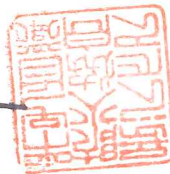
宇野 松人



鳥取県米子市両三柳5452番地 消防局内
米子自衛防火協会

会 長

大場 英之



立 会 人

鳥取県西部広域行政管理組合

消防局長

桑名 強



両協会合併検討委員会

委員長

上田博久

